

令和2年9月28日

厚生労働省 子ども家庭局長殿

一般社団法人 日本ファミリーホーム協議会
会 長 北川 聡子

令和二年度ファミリーホーム関係要望書

ファミリーホームが国の制度として法定化してから12年目を迎えました。

児童福祉法の改正、新しい社会的養育ビジョンが出され、市町村・都道府県における家庭養育支援体制の整備も始まってきています。家庭と同様の養育環境として里親と同じくファミリーホームも家庭養護として、社会的養護の必要な子ども養育に体制大切な役割を果たしています。

この間、全国で372カ所、1548人余り(平成31年3月)の社会的養護の必要な子どもたちがファミリーホームで暮らしています。ファミリーホームで暮らす子どもにとって、今後さらに更に質の高い家庭養育の提供ができるように環境を整える必要があります。ファミリーホーム継続の為に環境整備など更なる制度改善が求められています。つきましては、令和三年度予算案編成に際し、以下の通り要望いたします。

【要望事項】

1. 小規模な養育環境の実現ー子ども4人の措置であっても、運営できるようにしていただきたい

ファミリーホームは、現在様々な役割、多様な機能を果たしています。乳児に特化したファミリーホーム、一時保護を中心としたファミリーホーム、措置児のほかに一時保護の受け入れを行っているファミリーホーム、施設で不適応の子どもを受け入れているファミリーホームなどです。

定員は、5～6人となっていますが、児童養護施設が36.7%に比べても障がい児に該当する子どもが46.5%となっており、高齢児の措置も多くあり、養育が難しい子どもが措置される傾向にあります。養育の難しい子どもも含めて子ども6人の場合、養育者の負担が大変大きくなり、補助者の増員をしなければならないため経営的にも赤字で運営しているファミリーホームもあります。つきましては、家庭養育という点も鑑み、養育困難な子ども(障がい児・被虐待児・課題を抱える高齢児等)が措置された場合、措置児が4名でも、運営が成り立つようにしていただきたい。また、子どもが5,6人委託される場合は、その分の事務費保護単価の上乗せしていただきたい。

2. 子ども達の養育充実のための事務費保護単価改定について

今年度より同じ家庭養育である里親手当が改定され増額となっています。地域小規模児童養護施設との成り立ちは違いますが、ファミリーホームと比較して事務費の保護単価は、10万円以上高くなっています。子どもへの手厚い養育のためには、補助者の役割は重要です。しかし、今のファミリーホームの事務費保護単価では安定的な雇用の確保が困難な状況です。補助者は子どもの状況によって2人から3人が多く、5、6人のところもあります。子どもの実態に合わせて補助者を増やすことで赤字になっているホームもあり、子どもの育ちを保障し、安定的な運営のためにファミリーホームの事務費保護単価の改定を要望します。

3. 障がい児等ケアニーズの高い子どもの受入れ加算について

ファミリーホームの障がいのある子どもに対して、ホームヘルパー利用が可能となっていることに感謝します。しかし、ファミリーホームには、様々な障がいをもった子どもが委託されています。特に重い障がいのある子どもの場合、登下校や通院、リクリエーションなど子どもの移動に必ず大人の付添が必要となり、さらには、常に大人の見守りが必要な子どもが委託されているケースもあります。措置費の面からみると、ファミリーホームの人員配置は、常勤1＋非常勤2が基準となっており、重度の障がい児の場合には、いわゆる加配に相当する人の手配が必要となります。つきましては、障がいがある委託児童が増加している現状、またケアニーズの高い子どもが委託されていることを踏まえ、また他の子どもに対しても手厚い養育を行っていけるよう、障がい児等の受入れ加算を新設いただくようお願い致します。

4. 家庭養護としてのファミリーホームの在り方のために

1) 里親家庭と同じくファミリーホームも里親支援機関の対象としていただきたい

ファミリーホームは、開設に際して4つの要件があり専門性が高い里親等が養育しています。また里親のレスパイトもファミリーホームに依頼されることがあります。ファミリーホームは、一戸単体であるのではなく、社会とのつながりの中で子どもを養育する必要があります。子どもへのケアを協働で行わなければなりません。つきましては、ファミリーホームも里親支援機関の対象として頂きますようお願い致します。それに伴い、里親も含めた家庭的養育の中でファミリーホームの位置づけも明確にしていきたい。

2) ファミリーホームの子どもが保育所（2号・3号認定）の利用可能にしていきたい

ファミリーホームに委託されている子どもの中には、様々な要因から、衝動性が強く落ち着いて椅子にすわってられない、集団での指示が通りにくい、コミュニケーションが難しい、知的に遅れがみられるなどの非定型発達の子どもの多い現状です。このような子どもの養育にあたっては、0.1.2歳児から適切な養育が必要です。そのような子どもに対してファミリーホームだけではなく、日中、保育所と連携しながら養育することが大切です。こうした養育上の観点を踏まえて保育所利用が可能となるようお願い致します。

3) 家庭養護であるファミリーホームに、特別児童扶養手当を支給していただきたい

ファミリーホームの障がいのある子どもに対しては、手厚い養育が必要となります。特別児童扶養手当は、「精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給する」となっています。近年では、精神障害の子どもも措置されるようになり、たとえば居室の壁に落書きをしたり、穴を開けたり、ドアを壊すなど大変な状況で養育されているホームもあります。また登下校に車で送迎したり、通院など、1対1では難しいため2対1や3対1などの状況で対応している子どももいます。子どもの自室やホームで起きた破壊に対しては、保険の適用外になるケースが殆どで、運営的にも厳しい状況があります。つきましては、障がいをもつ委託児童が増加している現状を踏まえ、手厚い養育が行っていただけるよう、特別児童扶養手当を支給していただきますようお願い致します。

4) ファミリーホーム養育者への支援・レスパイトについて

ファミリーホームは施設とは異なり、ごく普通の家庭であるが故、冠婚葬祭などで夫婦が泊りがけで家を空けなければならない状況も当然出てきます。また、委託児童には様々な障害や課題を持つ子どもが増えてきており、そうした子どもと1年365日24時間を共に暮らす家庭養護の生活では、煮詰まり感と離れてメンタルヘルスを保つことも重要です。ファミリーホームでも里親家庭のようなレスパイト・ショートステイの仕組みを創り、児童養護施設がファミリーホームの養育者の不在時に宿泊要員を派遣している好事例があるように児童養護施設等からの派遣支援制度を創設いただくようお願い致します。

5. 高校生の措置費充実について

高校は義務教育でないということから授業料を含めた学納金、部活動費等、高校生活に伴う諸費用を特別育成費で賄うということになっています。しかし、現在の社会通念上、高校卒業は社会的養護が必要な子どもであっても社会人として自立するうえでも必要不可欠であります。その上、現状の特別育成費では、不足することが多々あります。部活動の費用は、熱心な部ほど高額になっています。高校にほとんどの児童が進学する現在、高校生の措置費は現実には合致するものになっていません。部活動費など義務教育と同様、実費支弁としていただくようお願い致します。また、入学前に支払わないといけない、制服や入学金等は、特別育成費の対象になっておらず、入学時特別加算費の約6万円では足りません。高校に再入学した場合にも、入学金や支度金が必要となりますので措置費の中に入れていただきますようお願い致します。

6. 措置延長期間は20歳の年度末までに

社会的養護が必要な子どもは何某かのハンデを抱えており、そうした子が経済的にも精神的にも自立するにあたっては、18歳までの限られた期間では、決して充分とは言えません。そうした子ども達が少しでも自立に向けて成長するためには、措置延長は有効な手段であります。最近、措置延長は多くの自治体で活用されるようになりましたが、高校以上の進学に際しては自宅通学に限るなど、運用に際し地域格差が顕著に見られます。加えて、措置延長されても最長20歳の誕生日前日までとなっており、誕生日によっては1年近くも支援がない状況となります。つきましては、自立支援の充実について以下のことをお願い致します。

- 1) 措置延長の積極的な活用について自治体への指導を徹底するとともに、浪人している子ども等に関しても、より本人の自立支援につながるよう弾力的な運用をしていただきたい。
- 2) 進学に際し、自宅以外の寮、アパート等で生活する場合についても、監護権が行使される場合は、措置延長を認めていただきたい。
- 3) 20歳を迎えた年度末まで措置延長を認めていただきたい。

7. 措置延長終了後の社会的養護自立支援事業で22歳までの医療費支給について

児童福祉法という制度上の制約の中で、大学進学者に対して措置延長終了後の支援事業を創設して頂きありがとうございます。この場合は、措置延長終了後になりますので、医療費については国民保険に加入することになりますが、一人世帯で月額 3,450 円（年額 41,400 円）の保険料になります。また、医療費の 3 割患者負担もあり、体調が悪くても病院受診を控える傾向になります。

社会的養護自立支援事業の中で、22 歳の自立まで医療費分の補助をお願いします。

8. ファミリーホームにかかる修繕費の支弁について

近年、様々な障害や課題を持つ委託児童が増えてきており、中には精神的な問題を抱えパニック状態で破壊行為に走る子どももおります。こうした子どもが一旦パニック状態となると、建物内部や建具、家具などが壊れ、日常的な補修修理では追いつかない状態となります。特に、個人事業の場合には建物や家財道具が私有財産であるためこれらの損害は個人負担となっております。

つきましては、これらの破損したものを原状回復する修繕費の新設をお願いいたします。

9. 養育補助者の勤務経験を養育者の要件として認めることについて

ファミリーホームの養育者の要件については、施行規則（平成 24 年 3 月 29 日付）において「乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設児童の養育に三年以上従事した者」とされました。しかしながら現在、知事の判断でファミリーホームの養育補助者の職員経験を認めているところは僅かしかありません。ファミリーホームは 6 人までの子どもを家庭で受け入れる大家族でありますから、日々の暮らしを作っていく養育者には、それ相応の経験が必要です。また、子どものパーマネンシーの保障という観点から、後継者による引継ぎが必要となる場合があります。これらのことから、ファミリーホームで十分な養育要件を積んだ養育補助者が、ファミリーホームの養育者となれる道を開いていくことが重要です。つきましては、ファミリーホームの養育補助者を、条件付き（週 5 回以上勤務、里親資格、保育士等の資格）で養育者の要件を満たす者として位置付けて頂きますようお願い致します。

また、障害児関係の仕事に従事した場合も、ファミリーホームの養育者の要件に入れていただきたい。